

お知らせ

記者発表資料 | 令和元年12月20日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、談合を行った疑いで逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

- 指名停止措置業者名及び住所**
 株式会社平島弘之プラスチック株式会社 徳島県徳島市川内町平石夷野77-2
- 指名停止措置期間**
 令和元年12月20日 ~ 令和2年 5月19日 (5ヵ月)
- 指名停止措置の範囲**
 中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の代表取締役は、令和元年10月21日に、徳島県石井町発注業務において、入札価格を調整するなど談合を行った疑いで逮捕された。

また、当該業者の代表取締役は、同町が発注した同幼稚園改築事業に関する工事監理業務の入札においても、自社が落札できるよう、他の指名業者に対して入札額を調整するなどしていたとして、令和元年11月10日、徳島県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第10号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|------------------------------|
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。 | 逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たかゆき
山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

てらお しんじ
寺尾 真治 (内線2514)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ
岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官

さかもと やすまさ
坂本 泰正 (内線3114)